

平成17年9月7日

株 主 各 位

東京都港区新橋六丁目19番19号
株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
代表取締役社長 石坂 信也

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら後記参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印の上、平成17年9月26日までにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成17年9月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル2階 「有明」
3. 会議の目的事項
報告事項 第6期（平成16年7月1日から平成17年6月30日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
決議事項
第1号議案 第6期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」19頁から21頁に記載のとおりであります。
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」25頁から26頁に記載のとおりであります。

以 上

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

〔平成16年7月1日から
平成17年6月30日まで〕

1. 営業の概況

(1) 営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、好調な企業部門や個人消費の堅調さに支えられたことにより、景気はおおむね回復基調にて底堅く推移したものの、情報化関連分野で見られる在庫調整の動きや原油価格の動向、海外経済の成長鈍化等の不安材料も散見され、一部においては不透明な状況が続いております。

ゴルフ業界におきましては、宮里藍選手、横峯さくら選手等の女子プロゴルファーの世界的な活躍、それに伴う海外トーナメントの観戦者やテレビ放映における視聴率の増加、さらには国内ゴルフ場等におけるプレー料金の適正化によるゴルファー人口の増加等、業界内では明るい兆しも見えております。

また、当社ビジネスの根幹を形成するインターネット環境においては、ブロードバンド市場の急速な成長を受け、国内におけるADSL等の加入者数は増加しております。総務省の発表によると、この成長性は国際的な比較においても顕著に現れており、ブロードバンド契約数においては世界第3位、ブロードバンドにおける料金の低廉性及び通信速度においては世界トップクラスの水準とされております。

このような環境の中、当社は前期に引続いて顧客満足度の向上に注力することにより収益の最大化を図るべく、インターネットを駆使したバイラル（口コミ）マーケティングを行い、積極的な事業展開を行ってまいりました。

これにより、当社収益構造の支柱であるオンライン会員数は着実な伸長率を見せ、平成16年6月期末時点の約45万人から平成17年6月期末においては約64万人と、前期比41.0%増と堅調に推移いたしました。

また、当社サイトへの月間ページビュー（PV）も平成16年6月期末時点の月間5,920万PVから平成17年6月期末には月間7,655万PVとなり、ユニークビジター（UV）数も179万人となりました。

この結果、当期の売上高は5,545百万円（前期比34.6%増）、経常利益は133百万円（前期比54.1%減）、当期純利益は78百万円（前期比52.0%減）となりました。

事業部門別の実績は次のとおりであります。

『ゴルフ用品Eコマース事業』

平成16年10月から同年12月にかけて、物流倉庫の新規立ち上げに伴う一部オペレーションの混乱等がありましたが、取扱商材・ブランド数の拡充等新たな取組みが奏功し、売上高は前期比28.8%増の4,344百万円となりました。

『ゴルフ場向けサービス事業』

オンライン・ゴルフ場予約を中心とする当サービスにおいては、予約提携ゴルフ場数が1,140コースから1,274コースに増加したことにより、ゴルフ場におけるプレー予約枠が大幅に増加しました。加えて、営業施策においてゴルフ場からの仕入枠を早期に確保したことで、ゴルフ場向けに安定的な送客ができ、売上高は前期比70.9%増の879百万円となりました。

『メディア事業』

オンライン会員数及び月間PVの拡大による広告収入の順調な伸長により、ゴルフ関連以外の広告主からの出稿が確実に増加し、売上高は前期比39.6%増の321百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は209百万円であります。その主なものは自社利用のソフトウェア117百万円及びネットワーク設備増強73百万円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 会社が対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は今後ますます複雑化・多様化するものと想定され、同業種・異業種を含めた競争はさらに激化するものと予測いたしております。こうした中でこれまで以上の成長を実現し企業価値を高めていくためには、以下のとおり事業基盤の拡充が必要不可欠であります。

人的資源の有効活用

当社では、事業戦略の構築と推進、新たなマーケティング施策の構築等、いずれにおいても最大の資源は人であると認識しております。平成16年7月からの1年間で優秀な人材を確保するべく54名の増員を行っており、各人の経験と能力を最大化させることで貴重な人的資源の有効活用を行ってまいります。そのために、社員各個人に対する合理的な職務の割り振り方や納得感のある人事評価体制を構築してまいります。

予算統制の強化

競争の激化、グローバル化、四半期をベースとする経営サイクルの短期化等、企業経営を取り巻く近年のさまざまな変化を背景といたしまして、予算統制を含めた経営管理体制の構築は重要な課題の一つであると認識しております。これら経営環境の変化に迅速に対応すべく、管理会計及び責任所在を明確にしながらか予算統制力を磐石の態勢に強化し、収益向上に向けた経営革新に取り組んでまいります。

情報管理及びセキュリティ体制の徹底強化

当社はインターネットによるオンライン会員の獲得を重要な事業基盤の一つとしており、個人情報の徹底した保護管理において大きな責務を負っていると認識しております。また平成17年4月1日より施行されました個人情報保護法を遵守すべく、今後ともシステム構築及び運用管理の両側面から体制強化を図ってまいります。

ステークホルダーとの良好な関係構築

当社は、株主・投資家のみならず、社員や取引先等、全てのステークホルダーから正しく理解され、企業とステークホルダーとの間に生まれる信頼と共栄の関係を継続させることこそが、長期的には株主価値の最大化を実現すると考えております。

あらゆるステークホルダーに当社事業をより一層ご理解いただけますよう、今後も制度開示における重要事実公開手順を踏まえた上で、業績結果、財務内容、将来ビジョンや経営戦略等を、あらゆるメディア等を通じ、迅速・的確に発信してまいります。

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
	平成14年 6 月期	平成15年 6 月期	平成16年 6 月期	平成17年 6 月期
売 上 高(百万円)	998	2,425	4,119	5,545
経常利益(は損失)(百万円)	56	78	290	133
当期純利益 (は純損失)(百万円)	32	44	163	78
1株当たり当期純 利益(は純損失)(円)	15,808円21銭	7,054円84銭	5,999円98銭	531円10銭
総 資 産(百万円)	337	758	2,151	2,475
純 資 産(百万円)	166	304	1,438	1,526

- (注) 1. 当社の業績は上表のように推移しておりますが、第4期以降売上が堅調に増加しているのは、主としてネット会員数及びPVの増加によるゴルフ用品のEコマース取引件数及びゴルフ場のオンライン予約件数の増加と、広告・マーケティング収益の増加によるものです。第5期で総資産及び純資産が増加しているのは、東証マザーズ上場に伴う、公募増資によるものであります。
2. 第4期より、改正後の商法施行規則の規定に基づき計算書類等を作成しているため、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」を「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。第4期以降は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
4. 売上高、経常利益(損失)、当期純利益(純損失)、総資産、純資産の金額は百万円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益(純損失)は、銭未満を四捨五入して表示しております。
5. 当社は、平成14年12月25日付で普通株式1株につき3株の割合をもって、平成15年11月18日付で1株につき4株の割合をもって、さらに平成16年8月16日付で1株につき5株の割合をもって、株式分割を行っております。そこで、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

区 分	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
	平成14年 6 月期	平成15年 6 月期	平成16年 6 月期	平成17年 6 月期
1株当たり当期純利益 (は純損失)(円)	263円47銭	352円74銭	1,200円00銭	531円10銭

2. 会 社 の 概 況 (平成17年 6月30日現在)

(1) 主 要 な 事 業 内 容

ゴルフ用品Eコマース事業

ゴルフ用品ネット販売サービス(新品、中古)、中古クラブ用品買取サービス、試打クラブレンタルサービス、オークションサービス、リアル店舗事業、ネット工房サービス、酒類販売、健康食品販売

ゴルフ場向けサービス事業

オンライン・ゴルフ場予約サービス、ゴルフ場向けASPサービス

メディア事業

広告・マーケティングサービス、ゴルフコンテンツ配信サービス、モバイルサービス、クレジットカード会員サービス

(2) 主 要 な 事 業 所

本 社：東京都港区新橋

大阪営業所：大阪府大阪市淀川区西中島

名古屋営業所：愛知県名古屋市中区錦

店 舗：千葉県市原市2店、東京都大田区1店

物流センター：千葉県浦安市舞浜

(3) 株 式 の 状 況

会社が発行する株式の総数	普通株式	591,640株
--------------	------	----------

発行済株式の総数	普通株式	148,810株
----------	------	----------

(注) 当期中の発行済株式総数の増加

1. 平成16年5月26日開催の取締役会決議により、平成16年8月16日をもって1株を5株に分割した結果、発行済株式の総数が29,582株から147,910株に増加しました。

2. 平成16年11月1日の新株予約権の権利行使により株式数は420株増加し、発行済株式の総数は148,330株となり、平成17年2月1日の新株予約権の権利行使により株式数は180株増加し、発行済株式の総数は148,510株、平成17年3月31日の新株予約権の権利行使により株式数は300株増加し、発行済株式の総数は148,810株となりました。

株 主 数	6,819名
-------	--------

(4) 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当 社 の 大 株 主 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	出 資 比 率
石 坂 信 也	33,100株	22.24%		
株式会社ゴルフダイジェスト社	28,740株	19.31%		
木 村 玄 一	13,900株	9.34%		
木 村 正 浩	13,900株	9.34%		
金 田 武 朗	4,300株	2.88%		
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	2,760株	1.85%		
ジャフコ・エル式号投資事業有限責任組合	2,545株	1.71%		
ジャフコ・ジーシー1号投資事業組合	2,545株	1.71%		
ジャフコ・ジー8(エー)号投資事業組合	2,545株	1.71%		
ジャフコ・ジー8(ビー)号投資事業組合	2,545株	1.71%		

(5) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況
該当する事項はありません。

(6) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

発 行 決 議 の 日	平成14年9月30日	平成15年7月22日	平成16年9月28日
新 株 予 約 権 の 数	29個	483個	4,300個
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	1,740株	9,660株	4,300株
発 行 価 額	無償	無償	無償

当営業年度中に株主以外のものに対し特に有利な条件で発行した新株予約権

発行した新株予約権の内容

発行決議の日	平成16年9月28日
新株予約権の数	4,380個
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	4,380株
発行価額	無償
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の消却の事由及び条件	(注)
有利な条件の内容	(注)

割当てを受けた特定使用人等以外の者の氏名又は名称並びに割当てを受けた新株予約権の数

地位又は職業等	氏名又は名称	新株予約権の数
当社取締役	石坂 信也	500個
当社取締役	金田 武朗	500個

割当てを受けた特定使用人等の氏名及び割当てを受けた新株予約権の数
(上位10名)

区 分	氏名又は名称	新株予約権の数
当社従業員	中村 壮秀	400個
	玉井 邦昌	400個
	高場 正能	400個
	廣田 弘	100個
	黒田 浩志	100個
	船藤 了	100個
	北村 収	100個
	増田 千恵実	100個
	中嶋 ゆか	100個
	曾我 一郎	100個

特定使用人等に対し発行した新株予約権の状況

区 分	当社の使用人	当社の子会社 の 取 締 役	当社の子会社 の 監 査 役	当社の子会社 の 使 用 人
新株予約権の数	3,380個			
目的となる株式の種類	普通株式			
目的となる株式の数	3,380株			
付与した者の総数	44名			

(注) 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の権利行使期間
平成18年10月1日から平成26年6月30日までとする。
- (2) 新株予約権の発行時において当社の取締役または従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡による退任または退職の場合、その他の正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役または従業員については、その相続人が権利行使することができる。
- (3) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (4) この他、権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

新株予約権の消却の事由及び条件

新株予約権者が権利行使する前に、上記(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、新株予約権については無償で消却することができる。

有利な条件の内容

新株予約権の発行価額を無償とした。

(7) 従業員 の 状 況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	81名	+ 35名	33歳	1年5ヶ月
女 性	46名	+ 19名	33歳	1年6ヶ月
合 計 又 は 平 均	127名	+ 54名	33歳	1年5ヶ月

(注) 1. 従業員数が最近1年間に於いて54名増加しておりますが、主として業務拡大に伴う採用によるものであります。

2. 上記従業員数には、アルバイト他35名は含まれておりません。

(8) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	石 坂 信 也	
取 締 役	金 田 武 朗	
取 締 役	木 村 玄 一	株式会社ゴルフダイジェスト社 代表取締役社長
取 締 役	本 田 隆 男	コスモ・インタラクティブ株式会社 取締役
取 締 役	木 村 正 浩	株式会社ゴルフダイジェスト社 常務取締役
取 締 役	橋 岡 宏 成	弁護士
監 査 役 (常 勤)	村 西 重 孝	
監 査 役	山 本 正 明	オリックス株式会社 取締役監査委員
監 査 役	中 神 康 議	あすかコーポレートアドバイザー株式会社 代表取締役社長

(注) 1. 取締役 玉置浩伸、下田八道、監査役 本田隆男の各氏は、平成16年9月28日開催の第5回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

2. 取締役 本田隆男、木村正浩、橋岡宏成、監査役山本正明、中神康議の各氏は、平成16年9月28日開催の第5回定時株主総会において新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

3. 取締役4名 木村玄一、本田隆男、木村正浩、橋岡宏成の各氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。

4. 監査役3名 村西重孝、山本正明、中神康議の各氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

(9) 取締役及び監査役に支払った報酬その他職務遂行の対価である財産上の利益の額

区 分	取 締 役		監 査 役		計		摘要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
定款又は株主総会決議に基づく報酬	8人	41,550千円	4人	3,450千円	12人	45,000千円	
利益処分による役員賞与	-	-	-	-	-	-	
株主総会決議に基づく退職慰労金	-	-	-	-	-	-	
計		41,550千円		3,450千円		45,000千円	

- (注) 1. 期末現在の取締役の人数は6名、監査役は3名であり、支給人員と相違しているのは、支給期間中において退任した取締役が2名、同じく退任した監査役が1名含まれているためであります。
2. 取締役の報酬は商法第269条第1項第1号に該当するものであり、平成14年9月30日開催の第3回定時株主総会決議に基づく報酬限度額は50,000千円であります。
3. 監査役報酬は商法第279条に該当するものであり、平成14年9月30日開催の第3回定時株主総会決議に基づく報酬限度額は7,000千円であります。

(10) 会計監査人に対する報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 20,600千円
 上記の合計額のうち、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 12,000千円
 の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 12,000千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(11) 企業結合の状況

重要な子会社はありません。

(12) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

貸借対照表

〔平成17年6月30日現在〕

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	【2,056,260】	【流動負債】	【 948,162】
現金及び預金	952,144	買掛金	608,467
売掛金	585,483	未払金	103,962
商品	450,841	未払費用	57,495
前払費用	16,480	未払法人税等	35,292
繰延税金資産	49,626	前受金	24,821
その他	2,900	預り金	14,204
貸倒引当金	1,215	ポイント引当金	103,918
【固定資産】	【 418,789】	負債合計	948,162
(有形固定資産)	(13,171)	資 本 の 部	
工具器具備品	13,171	【資本金】	【 666,930】
(無形固定資産)	(108,899)	【資本剰余金】	【 645,680】
ソフトウェア	108,719	資本準備金	645,680
その他	180	【利益剰余金】	【 214,276】
(投資その他の資産)	(296,717)	当期末処分利益	214,276
投資有価証券	60,000	資本合計	1,526,887
破産更生債権等	2,884		
長期前払費用	2,724		
繰延税金資産	9,294		
敷金	20,614		
長期性預金	200,000		
その他	4,084		
貸倒引当金	2,884		
資産合計	2,475,049	負債及び資本合計	2,475,049

損 益 計 算 書

〔平成16年7月1日から
平成17年6月30日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
【経常損益の部】		
(営業損益の部)		
営業収益		
売上高		5,545,990
営業費用		
売上原価	3,614,397	
販売費及び一般管理費	1,801,069	5,415,467
営業利益		130,523
(営業外損益の部)		
営業外収益		
受取利息	8,034	
その他	538	8,573
営業外費用		
新株発行費	5,644	
その他	46	5,690
経常利益		133,405
税引前当期純利益		133,405
法人税、住民税及び事業税	70,442	
法人税等調整額	15,793	54,648
当期純利益		78,756
前期繰越利益		135,520
当期末処分利益		214,276

注 記 事 項

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時 価 の な い も の……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………先入先出法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定率法

なお工具器具備品の主な耐用年数は、5～10年となっております。

無 形 固 定 資 産……………定額法

ただしソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

長 期 前 払 費 用……………均等償却

(4) 繰延資産の処理方法

新 株 発 行 費……………支出時に全額費用処理する方法によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ポ イ ン ト 引 当 金

将来の「GDOポイント」の使用による販売促進費の発生に備えるため、使用実績率に基づき翌期以降に利用されると見込まれるポイントに対し見積り額を計上しております。

なお、ポイント引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められているもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) その他

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表の注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 : 9,955千円

(2) リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、Webサーバー等のハードウェア及びソフトウェアの一部、車両、店舗及び事務所什器備品の一部については、リース契約により使用しております。

(3) ストックオプションとして付与された新株引受権

ストックオプションのために付与した新株引受権の残高及び行使価額（貸借対照表日現在）は以下のとおりであります。

株主総会決議日	平成12年8月29日	平成13年9月14日
発行すべき株式の種類	普通株式	普通株式
新株引受権残高	800千円	16,830千円
発行価額（行使価額）	834円	11,000円

3. 損益計算書の注記

1株当たり当期純利益 : 531円10銭

4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

流動資産

ポイント引当金繰入否認	42,294千円
事業税未払計上	4,129千円
貸倒引当金超過額	610千円
その他	2,591千円
繰延税金資産合計	49,626千円

固定資産

一括償却資産損金算入限度超過額	222千円
貸倒引当金超過額	409千円
ソフトウェア減価償却超過額	8,662千円
繰延税金資産合計	9,294千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別内訳

当期は法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が、法定実効税率の5%以下であるため、記載を省略しております。

利益処分案

(単位：円)

項 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益 これを次のとおり処分いたします。	214,276,899
次 期 繰 越 利 益	214,276,899

独立監査人の監査報告書

平成17年 8月19日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指 定 社 員 公 認 会 計 士 猪 瀬 忠 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 吉 村 孝 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成16年7月1日から平成17年6月30日までの第6期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの第6期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行なった無償の利益供与、株主との通例でない取引等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行なった無償の利益供与、株主との通例でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成17年8月23日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン 監査役会
常勤監査役 村 西 重 孝 ㊞
監 査 役 山 本 正 明 ㊞
監 査 役 中 神 康 議 ㊞

(注) 監査役全3名は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 148,800個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第6期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては前記16頁に記載のとおりであります。

当社は、急激に変動する昨今の経済状況やその他の事業環境に柔軟に対応し、事業構造の改革を継続的に実施する必要性に鑑み、各期の利益状況、翌期以降の見通し、配当性向、設備投資などの内部資金需要等を基準として配当方針を決定しております。

当期の利益配当金につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保のさらなる充実を図る必要があることから、誠に遺憾ながら引き続き無配とし、当期末処分利益全額を次期に繰り越すこととさせていただきます。

この結果、当期は年間を通じて無配となります。

なお、役員賞与金につきましては、当期業績に鑑み、計上いたしておりません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社が「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）に基づく証券保管振替制度に加入している現状に鑑み、実質株主に關する表現の明確化を図るものであります。

監査体制の一層の充実を図るため、監査役の員数を3名以内から5名以内に変更するものであります。

当社の営業年度及び決算期は、「毎年7月1日から翌年6月30日までとし、営業年度末日を決算期」といたしておりますが、売上の比重が高い時期を上半期とすることにより、業績予測の精度を高めると共に、経営活動のさらなる合理化と適切な情報開示を図るため、これを「毎年1月1日から12月31日までとし、営業年度末日を決算期」とする旨変更し、これに伴い、現行定款第37条（営業年度及び決算期）、第38条（中間配当）につき所要の変更を行い、併せて当該変更に伴う経過措置を新たに設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 7 条 (省 略)</p> <p>3 当会社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 8 条</p> <p>当会社の株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取りその他株式及び端株に関する事項は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 9 条</p> <p>当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 . (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 7 条 (省 略)</p> <p>3 当会社の株主名簿(<u>実質株主名簿を含む。</u>以下同じ。)、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、<u>実質株主通知の受理</u>、株券喪失登録及び端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 8 条</p> <p>当会社の株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、<u>実質株主通知の受理</u>、株券喪失登録及び端株の買取りその他株式及び端株に関する事項は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第 9 条</p> <p>当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主(<u>実質株主を含む。</u>以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 . (現 行 ど お り)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第29条 当社の監査役は3名以内とする。</p> <p>第6章 計 算 (営業年度及び決算期) 第37条 当社の営業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとし、各営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当をなすことができる。</p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第29条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>第6章 計 算 (営業年度及び決算期) 第37条 当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、各営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当をなすことができる。</p> <p><u>附則</u> <u>第1条</u> 第37条の規定にかかわらず、現に進行中の第7期事業年度は、平成17年7月1日から平成17年12月31日までの6ヶ月間とし、<u>続く第8期事業年度から第37条を適用する。</u></p> <p><u>第2条</u> 第38条の規定は、第8期事業年度より適用する。 <u>本附則は期日経過後これを削除するものとする。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となるため、新たに1名を増員し、あわせて取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴並びに他の会社の代表状況	所有株式数
1	石坂 信也 (昭和41年12月10日)	平成2年4月 三菱商事株式会社入社 平成11年6月 米国ハーバード大学MBA修了 平成12年5月 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン設立 代表取締役社長CEO(現任)	33,100株
2	金田 武朗 (昭和38年7月7日)	昭和62年4月 三井物産株式会社入社 平成11年6月 米国シカゴ大学MBA修了 平成12年6月 当社入社 平成12年8月 当社取締役 平成16年7月 当社取締役副社長COO(現任)	4,300株
3	木村 玄一 (昭和37年12月25日)	昭和61年4月 大日本印刷株式会社入社 平成7年11月 株式会社モーターマガジン社 代表取締役社長(現任) 平成9年11月 株式会社ゴルフダイジェスト社 代表取締役社長(現任) 平成10年2月 木村総業株式会社 代表取締役社長(現任) 平成12年5月 当社取締役(現任) 平成14年2月 東名観光開発株式会社 代表取締役社長(現任)	13,900株
4	本田 隆男 (昭和8年1月1日)	昭和32年9月 日綿實業株式会社(現ニチメン株式会社)入社 昭和47年7月 ソニー株式会社入社 昭和60年4月 ジョンソン株式会社入社 昭和61年2月 同社代表取締役社長 平成12年6月 株式会社ちふれ化粧品 取締役 平成12年7月 コスモ・インタラクティブ株式会社 取締役(現任) 平成15年9月 当社監査役 平成16年9月 当社取締役(現任)	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴並びに他の会社の代表状況	所有株式数
5	木村正浩 (昭和41年5月23日)	平成元年4月 大昭和製紙株式会社(現日本製紙株式会社)入社 平成4年11月 株式会社ゴルフダイジェスト社常務取締役(現任) 平成12年5月 当社取締役 平成16年9月 当社取締役(現任)	13,900株
6	橋岡宏成 (昭和42年1月23日)	平成3年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成10年9月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 平成16年9月 当社取締役(現任)	-
7	玉井邦昌 (昭和41年5月5日)	平成2年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成12年1月 株式会社コナミコンピュータエンタテインメント東京(現コナミ株式会社に吸収合併)入社 平成14年7月 共同パブリックリレーションズ株式会社入社 平成16年8月 当社入社 平成16年10月 当社執行役員CFO(現任)	-

- (注) 1. 候補者番号3番木村玄一氏及び同5番木村正浩氏は、それぞれ当社の関係会社である株式会社ゴルフダイジェスト社の代表取締役社長、常務取締役であり、当社との間に営業取引関係及び資本関係がありますが、他の各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 木村玄一、本田隆男、木村正浩、橋岡宏成の各氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の候補者であります。
3. 印は、新任候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会の第2号議案『定款一部変更の件』における第29条（監査役の員数）の変更案の承認可決を前提とし、社外の独立した立場からの視点にて経営監視機能を強化し、もって取締役会を一層活性化させるために、社外監査役1名の追加選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴並びに他の会社の代表状況	所有株式数
上住敬一 (昭和44年10月6日)	平成4年10月 中央クーパース・アンド・ライブランド 国際税務事務所（現：税理士法人中央青山）入所 平成8年4月 公認会計士 登録 平成9年1月 プライスウォーターハウスクーパース ロスアンジェルス事務所入所 平成12年7月 Rojam Entertainment Holdings Limited （香港）入社 平成16年7月 ビズアドバイザーズ株式会社代表取締役 （現任）	-

（注）1．候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2．上住敬一氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役の報酬額は、平成14年9月30日開催の第3回定時株主総会において、年額5,000万円以内とさせて頂き今日にいたっておりますが、今般の取締役1名の増員、今後の事業展開に備えた一定報酬枠の確保等、諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額1億円以内と改定をお願いするものであります。

また、監査役の報酬額は、平成14年9月30日開催の第3回定時株主総会において、年額700万円以内とさせて頂き今日にいたっておりますが、今般の監査役1名の増員、昨今の経済情勢等、諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額を年額1,000万円以内と改定をお願いするものであります。

なお、本総会における第3号議案『取締役7名選任の件』及び第4号議案『監査役1名選任の件』が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は7名、監査役の員数は4名となります。

第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

1. ストックオプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由

当社の業績向上に対する貢献意識や士気を一層高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式1,200株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

1,200個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使時に払込みをすべき金額

新株予約権行使時に払込みをすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に付与株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日に先立つ東京証券取引所における30取引日の各日（取引が成立しない日を除く。）における当社普通株式の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り捨てる。

なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込金額をそれぞれ調整する。

当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が調整前払込金額を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成19年10月1日から平成27年6月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の発行時において当社の取締役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡による退任又は退職の場合、その他の正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。

権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。

この他、権利行使の条件は、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

新株予約権者が権利行使する前に、上記(7)（新株予約権の行使の条件）に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、新株予約権については無償で消却することができる。

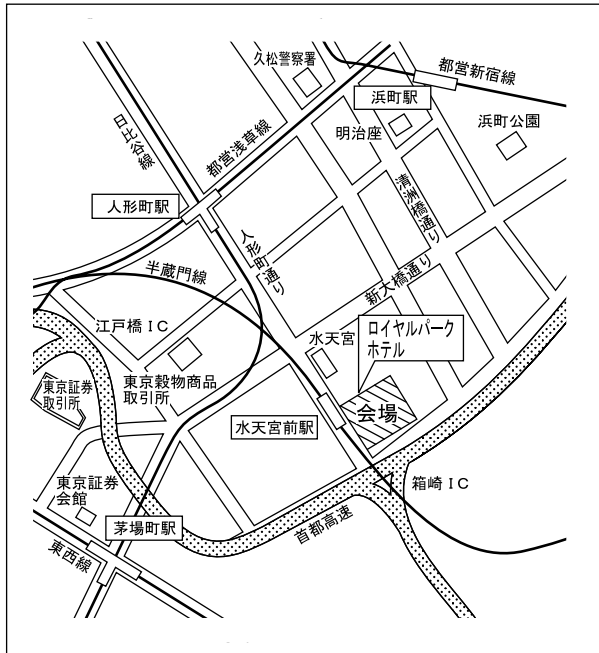
(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を要する。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル2階 「有明」
電話：03 - 3667 - 1111



交通のご案内

- ・東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」に直結
- ・東京メトロ日比谷線・都営浅草線「人形町駅」より徒歩5分